

特許協力条約

PCT

国際調査報告

(法8条、法施行規則第40、41条)
〔PCT18条、PCT規則43、44〕

出願人又は代理人 の書類記号 TL-G04-11-13	今後の手続きについては、様式PCT/ISA/220 及び下記5を参照すること。	
国際出願番号 PCT/J P 2 0 1 1 / 0 6 0 7 3 1	国際出願日 (日.月.年) 1 0 . 0 5 . 2 0 1 1	優先日 (日.月.年) 1 1 . 0 5 . 2 0 1 0
出願人 (氏名又は名称) 株式会社テレシステムズ		

国際調査機関が作成したこの国際調査報告を法施行規則第41条 (PCT18条) の規定に従い出願人に送付する。
この写しは国際事務局にも送付される。

この国際調査報告は、全部で 4 ページである。

この調査報告に引用された先行技術文献の写しも添付されている。

1. 国際調査報告の基礎

a. 言語に関し、この国際調査は以下のものに基づき行った。

出願時の言語による国際出願

出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、
この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

b. この国際調査報告は、PCT規則91の規定により国際調査機関が認めた又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則43.6の2(a))。

c. この国際出願は、ヌクレオチド又はアミノ酸配列を含んでいる (第I欄参照)。

2. 請求の範囲の一部の調査ができない (第II欄参照)。

3. 発明の単一性が欠如している (第III欄参照)。

4. 発明の名称は 出願人が提出したものを承認する。

次に示すように国際調査機関が作成した。

5. 要約は 出願人が提出したものを承認する。

第IV欄に示されているように、法施行規則第47条第1項 (PCT規則38.2) の規定により国際調査機関が作成した。出願人は、この国際調査報告の発送の日から1月以内にこの国際調査機関に意見を提出することができる。

6. 図面に関して

a. 要約書とともに公表される図は、

第 14 図とする。 出願人が示したとおりである。

出願人は図を示さなかったため、国際調査機関が選択した。

本図は発明の特徴を一層よく表しているため、国際調査機関が選択した。

b. 要約とともに公表される図はない。

第II欄 請求の範囲の一部の調査ができないときの意見 (第1ページの2の続き)

法第8条第3項 (PCT17条(2)(a))の規定により、この国際調査報告は次の理由により請求の範囲の一部について作成しなかった。

1. 請求項 _____ は、この国際調査機関が調査をすることを要しない対象に係るものである。つまり、
2. 請求項 _____ は、有意義な国際調査をすることができる程度まで所定の要件を満たしていない国際出願の部分に係るものである。つまり、
3. 請求項 _____ は、従属請求の範囲であってPCT規則6.4(a)の第2文及び第3文の規定に従って記載されていない。

第III欄 発明の単一性が欠如しているときの意見 (第1ページの3の続き)

次に述べるようにこの国際出願に二以上の発明があるところの国際調査機関は認めた。

請求項1-21に係る発明に共通する事項は、「マーカを有するファントム」であるが、該共通事項は、国際調査報告にて提示された文献JP 2007-136163 A (株式会社アクシオン・ジャパン) 2007.06.07 に開示されているものであり、先行技術に対する貢献をもたらすものではないから、特別な技術的特徴であるとはいえない。また、ほかに同一の又は対応する特別な技術的特徴が存在しない。

したがって、これらの発明は、一又は二以上の同一又は対応する特別な技術的特徴を含む技術的な関係にないから、単一の一般的発明概念を形成するように関連しているものとは認められない。

1. 出願人が必要な追加調査手数料をすべて期間内に納付したので、この国際調査報告は、すべての調査可能な請求項について作成した。
2. 追加調査手数料を要求するまでもなく、すべての調査可能な請求項について調査することができたので、追加調査手数料の納付を求めなかった。
3. 出願人が必要な追加調査手数料を一部のみしか期間内に納付しなかったため、この国際調査報告は、手数料の納付のあった次の請求項のみについて作成した。
4. 出願人が必要な追加調査手数料を期間内に納付しなかったため、この国際調査報告は、請求の範囲の最初に記載されている発明に係る次の請求項について作成した。

追加調査手数料の異議の申立てに関する注意

- 追加調査手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、出願人から異議申立てがあった。
- 追加調査手数料の納付と共に出願人から異議申立てがあったが、異議申立手数料が納付命令書に示した期間内に支払われなかった。
- 追加調査手数料の納付はあったが、異議申立てはなかった。

A. 発明の属する分野の分類 (国際特許分類 (IPC))
 Int.Cl. A61B6/03(2006.01)i, A61B6/02(2006.01)i, A61B6/14(2006.01)i

B. 調査を行った分野
 調査を行った最小限資料 (国際特許分類 (IPC))
 Int.Cl. A61B6/00

最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの
 日本国実用新案公報 1922-1996年
 日本国公開実用新案公報 1971-2011年
 日本国実用新案登録公報 1996-2011年
 日本国登録実用新案公報 1994-2011年

国際調査で使用した電子データベース (データベースの名称、調査に使用した用語)

C. 関連すると認められる文献

引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
A	JP 2007-136163 A (株式会社アクション・ジャパン) 2007.06.07, 全文, 全図 & US 2009/0310845 A1 & EP 1961383 A1 & WO 2007/046458 A1	1-21
A	JP 3023633 U (株式会社モリタ製作所) 1996.04.23, 全文, 全図 (ファミリーなし)	21
A	JP 2005-21675 A (株式会社島津製作所) 2005.01.27, 全文, 全図 & US 2004/0252811 A1 & KR 10-2004-0111005 A & CN 1573321 A	1-21

C欄の続きにも文献が列挙されている。 パテントファミリーに関する別紙を参照。

<p>* 引用文献のカテゴリー 「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの 「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの 「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献 (理由を付す) 「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献 「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願</p>	<p>の日の後に公表された文献 「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの 「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの 「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの 「&」同一パテントファミリー文献</p>
---	---

国際調査を完了した日 03.06.2011	国際調査報告の発送日 14.06.2011
国際調査機関の名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 井上 香緒梨 電話番号 03-3581-1101 内線 3292

請求項1について

請求項1には、当該放射線源及び当該検出器、「当該放射線源」、又は前記対象物の何れかを移動させる移動手段、という記載と、前記移動手段により前記放射線源及び前記検出器、「当該検出器」、又は前記対象物を移動させるという記載とがあるが、両者の記載が一致しないため、移動手段が放射線源を移動させるものであるのか、それとも、検出器を移動させるものであるのか不明確である。

よって、請求項1の記載はPCT第6条第2文における明確性を欠いている。

したがって、この国際調査は、移動手段が放射線源及び検出器、又は対象物を移動させるものと解して行った。

請求項2について

請求項2には「前記第2の演算手段」と記載されているが、請求項2の該記載以前の部分には「第2の演算手段」に関する記載がないから、「前記第2の演算手段」とはどのようなものであるのか不明確である。

よって、請求項2の記載はPCT第6条第2文における明確性を欠いている。

なお、請求項2には従属する請求項の番号が記載されていない。そして、請求項1には「第2の演算手段」に関する記載がある。

よって、この国際調査は、請求項2が請求項1に従属しているものと解して行った。

請求項3について

請求項3には「前記キャリブレーションデータ」、「前記記憶手段」と記載されているが、請求項3の該記載以前の部分には「キャリブレーションデータ」、「記憶手段」に関する記載がないから、「前記キャリブレーションデータ」、「前記記憶手段」とはどのようなものであるのか不明確である。

よって、請求項3の記載はPCT第6条第2文における明確性を欠いている。

なお、請求項3には従属する請求項の番号が記載されていない。そして、請求項2には「キャリブレーションデータ」、「記憶手段」に関する記載がある。

よって、この国際調査は、請求項3が請求項2に従属しているものと解して行った。

請求項12について

請求項12には「前記位置」と記載されているが、何の位置を意味するものであるのか不明確である。

よって、請求項12の記載はPCT第6条第2文における明確性を欠いている。

この国際調査は、明細書を参酌することにより、「前記位置」を回転中心の位置と解して行った。